



# 長野県報

9月20日(金)  
平成25年  
(2013年)  
号外

## 目次

### 公告

環境影響評価法に基づく準備書の縦覧(環境政策課) ..... 1



### 公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第16条の規定により、環境影響評価準備書が縦覧に供されますので、次のとおり告示します。

平成25年9月20日

長野県知事 阿部守一

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 山田 佳臣

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

中央新幹線(東京都・名古屋市間)

(2) 種類

新幹線鉄道の建設

(3) 規模

東京都から愛知県名古屋市間 延長約286キロメートル

3 対象事業実施区域

(1) 起点

東京都港区

(2) 終点

愛知県名古屋市

(3) 主な経過地

甲府市附近、赤石山脈(南アルプス)中南部

4 関係地域の範囲(長野県関係)

飯田市、下伊那郡高森町、下伊那郡阿智村、下伊那郡喬木村、

下伊那郡豊丘村、下伊那郡大鹿村及び木曾郡南木曾町

5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間(長野県関係)

場 所	期 間	時 間
長野県環境部環境政策課、長野県下伊那地方事務所環境課、長野県木曾地方事務所環境課、飯田市役所、飯田市上郷自治振興センター、飯田市座光寺自治振興センター、高森町役場、阿智村役場、阿智村役場清内路振興室、喬木村役場、豊丘村役場、大鹿村役場、南木曾町役場、南木曾町南木曾会館及び東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所(長野)	平成25年9月20日(金)から平成25年10月21日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで

(注) 縦覧の時間は、阿智村役場、阿智村役場清内路振興室、南木曾町役場、南木曾町南木曾会館及び東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所(長野)においては上記の時間と異なりますので、注意してください。

6 意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地からの意見を、書面により次のとおり提出することができます。

(1) 意見書の提出期限

平成25年11月5日(火)まで(必着)

(2) 意見書の提出先

ア インターネットの場合

東海旅客鉄道株式会社ホームページの専用入力フォーム

<https://jr-central.co.jp/public/opinion/input>

イ 郵送の場合

〒108-8799 高輪郵便局留め

J R 東海 中央新幹線環境影響評価準備書

ご意見受付係

(3) 意見書の記載事項

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

(4) その他

準備書は、都県別に作成されていますので、本県に係るものに対する意見書における(3)のイの準備書の名称は、「長野県」

と必ず明記してください。

7 問い合わせ

本県に係る準備書に対する意見書の提出についての問い合わせは、次のとおり行ってください。

(1) 問い合わせ先の名称及び事務所の所在地

東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（長野）

〒395-0052 飯田市元町5430-5 第一吉川ビル2階

電話0265-52-6511

(2) 受付日時

平成25年9月20日（金）から平成25年11月5日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで

環境政策課